

市民の皆さんと語る会開催基準

(趣旨)

第1条 市民の皆さんと語る会は、市民と市長との対話を通じ、市政への理解を深めていただくとともに、市政に対する意見や提言を聴くことにより市民の皆さんの声の届く市政を推進することを目的に開催するものとする。

(種別)

第2条 市民の皆さんと語る会の種別は、市長と語る会と車座集会とする。

(開催)

第3条 市長と語る会は、自治会などを単位に原則16人以上で、また、車座集会は、各種団体やグループなどを単位に5人から15人程度で開催する。

(市民の皆さんと語る会の公開)

第4条 市民の皆さんと語る会は、原則として、公開とする。

(参加者)

第5条 市民の皆さんと語る会に参加できる人は、原則として市内在住者とする。ただし、車座集会については、各種団体やグループ、学生などの会員に限り市外在住者も参加できるものとする。

2 参加者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 単なる要望や苦情などの行政相談、特定の個人又は団体の権利に関する事項など、これからの市全体又は地域のまちづくりの推進に直接関係のない事項はテーマとして取り上げないこと。
- (2) 放談等、騒ぎたてることをしないこと。
- (3) 前2号に定めるもののほか、市民の皆さんと語る会を妨害し、又は会場の秩序を乱すような行為をしないこと。

(テーマ)

第6条 市民の皆さんと語る会のテーマは、これからの市全体又は地域のまちづくりの推進に関するもので、あらかじめ参加者から通知のあった事項とする。

(開催手続)

第7条 市民の皆さんと語る会を開催しようとするときは、原則として開催しようとする日の1カ月以上前に開催申込書(別紙)により、提出しなければならない。この場合において、市民の皆さんと語る会で取り上げるテーマの具体的な内容は、申込み時に明らかにしなければならない。

(会場)

第8条 市民の皆さんと語る会の会場は、ふれあいセンター等の公共施設とする。ただし、双方が協議し、公共施設以外の場所でも開催できる。

2 会場使用料等が必要な場合は、申込み者が負担するものとする。

(開催日等)

第9条 開催日は、平日とし、開催時間は、次の各号に掲げるいずれかによるものとする。

(1) 市役所の執務時間内は1時間から1時間半程度

(2) 平日の午後6時以降は2時間以内

(出席者)

第10条 市民の皆さんと語る会には、市長が出席するものとする。ただし、市長が特に必要と判断した場合、説明員として職員を出席させることができる。

(庶務)

第11条 市民の皆さんと語る会の庶務は、市長公室企画広報課が行い、テーマによっては業務を所掌する課等が会議に出席し、取りまとめを行う。

(その他)

第12条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。